

令和7年第2回教育委員会臨時会日程

【日時】 令和7年3月28日（金）午前9時45分

【場所】 市役所7階701会議室

- 第1 議案第13号 令和7年度東久留米市一般会計（教育費）
当初予算の補正予算要求に係る教育長の臨時代理の承認について
- 第2 議案第14号 物品の買入に係る
教育長の臨時代理の承認について
- 第3 教育長報告
 - ① 令和7年第1回市議会定例会について
 - ② 令和6年度後期（10月～3月）の教育長の休暇等の
取得について
 - ③ 市立第七小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に
ついて
- 第4 教育委員報告
 - ① 令和6年度東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会に
ついて
 - ② 令和6年度小・中学校卒業式について
- 第5 議案第15号 東久留米市教育委員会参事兼指導室長の
任免について
- 第6 議案第16号 東久留米市教育委員会指導主事の任免について

議案第13号

令和7年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算の補正予算要求に係る
教育長の臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和7年3月28日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

（提案理由）

令和7年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算の補正予算要求について、
教育長が臨時代理として専決処分を行ったことを報告し、承認を求める必要が
ある。

令和7年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算の補正予算要求資料

総括表

【歳入予算】 単位:千円

国庫支出金	45,320
都支出金	13,850
諸収入	0
計	59,170

【歳出予算】 単位:千円

教育総務費	0
小学校費	229,900
中学校費	2,578
社会教育費	0
保健体育費	0
計	232,478

《歳入予算のみに関わるもの》

1. 学校給食費補助金(小学校)

所管:学務課

◎歳入

14国庫支出金	01総務管理費補助金	02物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	12,014 千円
合計			12,014 千円

(理由)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用できることとなったため、財源更正を実施する

2. 学校給食費補助金(中学校)

所管:学務課

◎歳入

14国庫支出金	01総務管理費補助金	02物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,135 千円
合計			5,135 千円

(理由)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用できることとなったため、財源更正を実施する

《歳入予算及び歳出予算に関わるもの》

1. 外国人による中学校英語教育事業

所管:指導室

◎歳入

14国庫支出金	01総務管理費補助金	02物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	2,320 千円
合計			2,320 千円

◎歳出

10教育費	03中学校費	02教育振興費	04外国人による中学校英語教育事業負担金、補助及び交付金	2,578 千円
合計				2,578 千円

(理由)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用して事業を実施する。

2. 第六小学校北校舎棟西側ほかトイレ改修ほか工事

所管:教育総務課

◎歳入

14国庫支出金	01小学校費補助金	05学校施設環境改善交付金	22,857 千円
15都支出金	01小学校費補助金	03公立学校施設防災機能強化支援事業補助金	12,368 千円
合計			35,225 千円

◎歳出

10教育費	02小学校費	05学校建設費	01小学校改修事業	14工事請負費	203,500 千円
合計					203,500 千円

(理由)

当該工事に係る補助金の事故繰越申請の結果、繰越の承認がなされたことから早急に予算措置を行う必要があるため。

3. 第六小学校外構改修工事

所管:教育総務課

◎歳入				
14国庫支出金	01小学校費補助金	05学校施設環境改善交付金		2,994 千円
15 都支出金	01小学校費補助金	03公立学校施設防災機能強化支援事業補助金		1,482 千円
合計				4,476 千円
◎歳出				
10 教育費	02 小学校費	05学校建設費	01小学校改修事業	14工事請負費
				26,400 千円
				合計
				26,400 千円

(理由)
当該工事に係る補助金の事故繰越申請の結果、繰越の承認がなされたことから早急に予算措置を行う必要があるため。



6 東久教教第332号
令和7年3月25日

東久留米市教育委員会委員 様

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文



令和7年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算の補正予算
要求に係る教育長の専決処分について（報告）

本補正予算に計上する事業の財源について一定の整理を要することから、当初予算への計上を見送っていた。

しかし、財源として見込んでいた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び公立学校施設防災機能強化支援事業補助金の活用について整理がなされたことを受け、令和7年度東久留米市一般会計（教育費）当初予算の補正予算の補正予算要求を行うことが決定した。

本来は教育委員会に付議すべき案件ではあるが、市議会の日程を考慮すると、第1回臨時会の開催日に付議することが難しかったため、教育長が専決処分を行ったため報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地行法」と略す）第29条で「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている。

地行法第29条に係る事項は、東久留米市教育委員会事務委任規則第2条により教育長に権限が委任されていない事項であるが、同規則第3条で「事務処理について緊急その他やむを得ない事情があるときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる」とあり、同規則第4条第2項において「教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない」と規定されている。

ついては、第2回教育委員会臨時会において、本件に係る教育長の専決処分に係る臨時代理について承認を求める議案を付議するものである。

議案第 14 号

物品の買入に係る教育長の臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 28 日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

(提案理由)

物品の買入れ（教師用教科書及び指導書の購入）について、教育長が臨時代理として専決処分を行ったことを報告し、承認を求める必要がある。

議案第26号

物品の買入れについて

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第3条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年3月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

- 1 契約の目的 教師用教科書及び指導書の購入
- 2 契約の方法 特命随意契約
- 3 契約金額 23,899,013円
- 4 契約の相手方 東京都東久留米市滝山五丁目12番3号
ブックセンター滝山
野崎 陽一
- 5 納入期限 令和7年4月30日

（提案理由）

市立小・中学校で使用する教師用の教科書および指導書を購入する必要がある。

令和7年第1回市議会定例会一般質問答弁概要(教育委員会関係)

※通告による質問に対する答弁のみ(再質問除く)。

	質問議員名(会派名) (上段)質問要旨 ※一部まとめています。 (下段)答弁要旨	※敬称略
1	沢西 卓哉(自民クラブ) (1) 厳しい財政状況の中、予算計上ができておりませんが、学校の水泳外部指導の検討について、改めて、富田市長の所信表明から今日までの検討内容について伺いたい。 (答弁) 教育委員会では、教育部内に検討委員会を設置し、これまで、費用コスト面の検証や、市内事業者にヒアリングを実施するなど、公共施設マネジメントの視点も入れながら検討を行ってまいりました。 検討内容につきましては、全天候型の外部プール施設の活用が、将来的な本市の水泳指導のあり方を考える上で、大きな知見になるものと考え、「既存の学校プール施設のライフサイクルコスト」と、「外部プール施設を活用した水泳外部指導委託を実施した場合に係るコスト」を比較検証した上で、泳力の向上や教員の負担軽減をはじめ、この水泳外部指導委託を導入することのメリットが大きいと結論付け、先ずは、市内の外部プール施設を活用した水泳外部指導を1ないし2校でスモールスタートとして試行実施する考えに至っております。 なお、この検討結果は、教育委員会で方向性を確認し、「外部プール施設を活用した学校プールの管理・運営」と題し、予算要求の根拠として報告書に取りまとめ、議員の皆様にも情報提供させていただいております。	
2	島崎 孝(自民クラブ) (1) 「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」が策定されたが、今までの第三次計画の検証と第四次計画の概要を改めてご説明いただきたい。 (答弁) 「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」の策定に当たっては、検討委員会設置要綱に基づき検討委員会及び作業部会を設置し議論を重ね、教育委員会において決定いたしました。 令和2年度からの第三次計画に基づく取り組みでは、コロナ禍の影響を受けましたが、「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催、ユニバーサル資料セットの貸出など新しい取り組みを進めつつ、今までの取り組みを継承し、協力団体などとも協働しながら取り組めたものと考えております。 第四次計画においては、そういった今までの取り組みを継承しながら4つの基本方針をお示しました。特にその中の「読書や調べることへの子どもの主体性を引き出す取り組み」については、情報リテラシーを身に付けることの重要性和「こども基本法」の基本理念を盛り込んだものとなっております。	

3	当麻 一哉（自民クラブ） （１） 中学校部活動地域連携の取組として、令和７年度より、本市では拠点校方式の部活動を実施するとのことだが、拠点校方式に至った経緯や拠点校の第１号として中央中学校の陸上部を選定した経緯について伺う。 （答弁） 本市の中学校における部活動の入部率は約８５％であり、部活動への期待は高いものと認識しております。しかし、近年、少子化に伴う部活動数の減少や、教員の働き方改革など大きな課題に直面しています。令和６年度に中学校の教員及び生徒を対象に部活動アンケートを実施したところ、各中学校単位では生徒のニーズに対応することが難しくなっている一方で、中学校の部活動を通して専門的な指導を受けたいという生徒の要望も明らかになりました。 このようなアンケート結果をもとに、中学校校長会と協議し、生徒の多様なニーズに応えつつ、教員の負担軽減を図るため、学校間・保護者・地域の理解と協力を得ながら、「拠点校」方式の部活動を実施し、市全体で組織的に部活動を維持することを目指すこととしました。 令和７年度に中央中学校の陸上部を拠点校第１号とした経緯は、市内に陸上部がある学校が１校しかないこと、中央中学校に陸上の専門的な指導ができる教員がいること、中央中学校が市内のほぼ中央に位置することなどから決定しました。 令和７年度からは、陸上部に入部したいという希望がある場合は、「拠点校部活動要項」に沿って、拠点校の顧問教員に従い、練習に参加することとなります。また拠点校方式の部活動であっても、中学校体育連盟のルールに従い、公式戦等に参加することもできます。
4	篠宮 よしのり（自民クラブ） （１） 不登校対策の一つであるチャレンジクラスが、４月より下里中学校に開設されるとのことである。これまでの学習適応教室との違いは、どのような点であるのか、伺う。 （答弁） チャレンジクラスでは、正規の教員が複数配置され、担任を務めながら教科指導を行うほか、校内の教員や養護教諭、スクールカウンセラーも指導・支援にあたります。学習は、個の習熟度に応じて行い、希望に応じて定期考査等を受けることもできます。 一方、学習適応教室は、指導員による指導となり、本人の意思を尊重した自学自習を中心とした学習と小集団の活動を行います。週４日開室し、週１回は、在籍校に登校することを前提としています。 チャレンジクラス、学習適応教室の共通点として、どちらも生徒に寄り添った支援を行うことが挙げられます。当該生徒にとって、どちらを活用していくことが良いか、当該生徒と保護者でご検討いただき、選ぶことができます。

5	細谷 祥子（都民ファーストの会） （１） 地域コミュニティの活性化や共生社会を実現するためには、未来を拓く子どもたちの存在は欠くことができないものである。学校教育において、教科学習も大切であるが、それだけでなく、子どもの主体性や社会貢献への意識を高める取組がなされているか、伺う。 （答弁） 市内小・中学校では、これまでも各教科に限らず、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等を通じて、児童・生徒が自ら考え判断し、自ら責任を持って行動する場面を意図的・計画的につくっています。中でも、総合的な学習の時間では、地域の方にご協力いただき、児童・生徒が地域の自然や文化に触れる体験してきました。 令和７年度は、これらの活動をさらに深化させ、地域の方々の地域に対する想いを受け、主体的に地域と関わり、地域に根差した探究的な学習を深めることにより、地域のよさや地域への愛着を実感させ、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する意欲を育むことを目指してまいります。そして、既存の地域学習名を「未来の東久留米市を考える学習」「未来のよりよい社会の担い手たる東久留米市民を育成する学習」という意味を込めて「ミラ☆くる」に統一し、教育課程に位置付けます。
6	梶井 琢太（市議会立憲民主） （１） 教育環境の整備について、大きく２点伺う。１点目は、学校の空調機の整備、２点目は、ＩＣＴ環境の整備について、それぞれ令和７年度の取組予定を伺う。 （答弁） はじめに、学校の空調機の整備についてお答えします。 昨今の猛暑においても、児童・生徒の安全な学習環境を確保していくため、空調機において、一般に推奨される使用期間を超えている、すべての小中学校の普通教室、及び設置から１０年以上が経過している、音楽室や理科室、図書室などの特別教室等を更新し、また、未設置の特別教室への新設をリースにより実施してまいります。 次に、ＩＣＴ環境の整備についてお答えします。 令和２年度に、ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて導入した、小中学校の学習用パソコンがございますが、このＯＳであるＷｉｎｄｏｗｓ１０のサポート期限が７年度に切れることを契機に、端末を入れ替るとともに、こどもたちがより主体的に学べるよう、デジタルを活用した学習環境を充実してまいります。 予定している主な取組としましては、アクセスポイントの増設により、校内の情報通信ネットワークの通信速度を改善、また、各校に設置しているサーバーをクラウド化し、情報セキュリティの向上を図るとともにＧＩＧＡ端末の自宅等への持ち帰り学習を促進してまいります。 （２） 不登校対策の一つであるチャレンジクラスが、４月より下里中学校に開設されるとのことである。チャレンジクラスでの指導は、どのように行われるのか、伺う。 （答弁） チャレンジクラスでは、正規の教員が複数配置され、担任を務めながら教科指導を行い、教科等により、校内の教員や養護教諭、ＳＣも指導・支援にあたります。 授業内容は、基本的には「週時間割」を作成し、時間割に合わせた教科指導を行います。ただし、当該生徒の状況や在籍数によって変わることも想定し、生徒の学習状況に合わせ、個別学習やグループ別学習など、指導方法や指導体制の工夫改善に努めてまいります。希望に応じて定期考査等を受けることもできます。 また、当該生徒及び保護者との面談を行ったうえで、「チャレンジプラン」を作成し、支援の方向性を当該生徒の保護者と共有し、この目標に基づいて学習を進めていきます。

7	岩崎 さやこ（国民民主党） (1) 共通テスト「情報Ⅰ」の内容をふまえてプログラミング教育の内容を見直す時期に来ていると考える。中学校のプログラミング教育は高等学校での学びにもつながる一方で、学校間格差があると聞くと、本市の中学校の現状を伺う。 (答弁) プログラミング教育とは、子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示するプログラミングを体験させながら、プログラミング的思考つまり論理的思考力を育むことを目指しています。 中学校においては、技術科のなかで、「生活を支える情報通信技術について知り、社会をよりよくしていくことを考える力を養うこと」をねらいとし、プログラミング的思考の育成だけでなく、具体的な技術に関する知識を理解するとともに、実践的・体験的な活動を行っています。 具体的には、社会で利用されている情報技術についての基礎的なことから、コンピュータに処理させる基本的な仕組みなどを学習します。一人1台端末を使って、表計算できるプログラムをつくったり、プログラミング的思考を発揮してロボットの動かし方について解決策を構想したりするなどの体験的な活動も行っています。このような活動について、自分でプログラミングした現象を試行錯誤してやり直したり、改善したりすることができるので、生徒たちは意欲的に取り組んでいます。 (2) 不登校対策の一つであるチャレンジクラスが、4月より下里中学校に開設されることである。これまでの学習適応教室との違いは、どのような点であるのか、伺う。 (答弁) チャレンジクラスと学習適応教室との相違点についてお答えします。 一点目に体制の違いがあります。チャレンジクラスでは、正規の教員が複数配置され、担任を務めながら教科指導を行い、教科等により、校内の教員や養護教諭、SCも指導・支援にあたります。対象は、市内中学校に在籍する中学生で不登校状態にある生徒で、チャレンジクラスに入級するためには、下里中学校に在籍する必要があります。一方、学習適応教室は、学習適応教室指導員が指導にあたり、対象は、市内小・中学校に在籍している児童・生徒で、居住地の指定小・中学校の在籍のまま利用することができます。 二点目に、学習方法の違いがあります。チャレンジクラスでは、チャレンジクラスの教員が作成した指導・支援計画「チャレンジプラン」に沿って、教科内容を中心とした学習を個の習熟度に応じて行い、希望に応じて定期考査等を受けることもできます。一方、学習適応教室は、在籍学校が「個別支援シート」を作成し、本人の意思を尊重した自学自習を中心とした学習を行い、定期考査等は原則、行いません。 三点目に行事の違いがあります。チャレンジクラスでは、下里中学校の行事に参加することになりますが、生徒の状況に応じて参観のみ、オンラインによる参加など、個に応じた対応を行います。一方、学習適応教室は、それぞれの在籍学校の行事に参加することになります。また、どちらも学校全体の行事の他に、学級での校外学習や体験活動を実施することがあります。 チャレンジクラス、学習適応教室のどちらも生徒に寄り添った支援を行うことに変わりはありません。
---	---

8	永田 雅子（日本共産党） （１） この１月から、本市でも学校給食費が無償化され、保護者が費用を負担することが無くなり、大変良かったと考えている。 これに関連して、食物アレルギー等の理由により弁当を持参する児童・生徒の保護者に対する補助事業について、１２月議会前に資料もいただいた。当該資料には、「変更になる場合があります。」との記載があったが、この１月から施行されている制度とで違いがあれば伺いたい。 （答弁） 学校給食費補助金（代替弁当対応分）は、児童生徒が食物アレルギー等、東京都がやむを得ないとする理由により弁当を持参して学校で喫食する場合、給食費に相当する額を補助する事業です。 １２月議会前には、その概要を資料提供させていただきました。１月からの施行にあたっては、制度の大枠としては変更ございませんでしたが、保護者の手続きの点で一部変更いたしました。小学校では保護者からの弁当持参した日の報告を不要としていたところ、東京都の補助対象の考え方として「給食の提供を受けられない児童生徒がお弁当等を学校で喫食する場合」とされており、風邪等で欠席した日を除く必要があることから、小学校においても弁当持参した日の報告をいただくこととしたところです。 （２） 不登校について、その定義や市教育委員会への報告、市教育委員会とのかかわりについて、伺う。 （答弁） 不登校児童・生徒数について、その定義や市教育委員会とのかかわりについて、お答えします。 不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあり、３０日以上欠席した者とされています。 本市においては、各学校が毎月の欠席累計日数を記録し、学期ごとに１０日以上欠席者を指導室に報告しています。１０日の報告を求める理由は、学校が欠席の多い児童・生徒に対して早期に対応すべく意識を高めることができるようにするためです。また、不登校傾向にある又は不登校の児童・生徒については、各学校で校内委員会を開き、担任、生活指導主任、スクールカウンセラー、管理職等の複数の教員で対応策を検討し、個別支援シートを作成し、対応することとしています。 指導室では、学校に個別支援シートの提出を求め、欠席状況やその事由、経緯を確認しています。保護者からの相談、学習適応教室などの関連機関からの問い合わせ等があった際、これらの報告事項に基づき、学校と連携を図り、学校への指導・支援を行っています。
---	--

9	かやま 玲子（市民自治フォーラム） （１） マイナンバーカードの利用については、様々な個人情報を集約して保管するようなことも危惧するが、国が推奨するマイナンバーカードの市民カード化においては、図書館カードの対応も例示されているが、現在の図書館システムにおいては、貸出情報の履歴を残さないとされていると伺っている。本市で運用されている図書館システムの仕様とその理由について伺いたい。
	（答弁） 市民カード利用について２点目の図書館システムについてご答弁いたします。 本市の図書館システムについては、資料を貸し出した場合に、返却状況の管理として、利用者が借りた本の情報を管理いたしますが、返却が完了した場合には、その貸出情報を保存せず、利用者の読書履歴の確認はできないものとなっております。これは読書履歴に関する情報は、利用者の思想・信条を反映していることから、個人情報の保護として行っており、他団体の図書館でも同様の仕様となっているところが多いと聞き及んでいます。 一方で図書館サービスとして、自身の利用履歴の閲覧を希望する利用者も多く、読書手帳の運用等と合わせて、履歴を残し閲覧ができる仕様としている図書館もあると伺っております。 本市において利用登録された方向けに、図書館ホームページ上でマイページの利用が可能となり、ご自身でブックリストを作成することが可能となっております。このリストは、「借りた本のリスト」や「これから読みたい本のリスト」、「心に残った本のリスト」など、ご自身で自由に目的を決めてリストを作成し、利用していただくもので、貸出情報をもとに自動でリストを作成するといったものではありません。
10	間宮 美季（市民自治フォーラム） （１） 令和７年度は、令和８年度から５年間の新たな指定管理者を選定する年であり、予算書においても５年間の債務負担限度額を提示いただいている。選定に当たり今までの５年間でどのように検証し、今回の債務負担限度額の決定をしたのか
	（答弁） 東京都の最低賃金は、過去１０年間で着実に上昇を続け、２０１４年の８６９円から２０２４年の１,１６３円まで、１０年間で２９４円（３３．８％）も上昇したとのことであります。一方で、実質賃金の視点から報道でも指摘されている物価の上昇傾向も依然続いており、次の５年間の指定管理料の上昇は不可避なものとして捉えております。 この間、コロナ禍におけるイレギュラーな対応を除き、指定管理者が行った業務は仕様を満たしており、このことは、利用者満足度調査の結果にも表れているという認識をいたしております。また、収支の状況の面では、外部アドバイザーによるチェックも受けており、そこで特段の指摘を受けることもなく、適切な運営が行われていると受け止めております。 今回、予算に計上した債務負担限度額の設定に当たっては、複数社より見積もりの提出を受け、今までの実績を考慮しつつ、その内容を比較検討して定めたものであります。令和７年度に行う事業者選定は、過去と同様にプロポーザルによるものを予定しております。その中で示される委託料は、他の項目と同様に審査項目の一つとして取り扱うこととなります。
	（２） 中央図書館への指定管理者導入後、市で直接運営している部分について、今後、どのように充実していくのか
	（答弁） 中央図書館へ指定管理を導入し、市と指定管理者とで役割分担による図書館運営を開始するにあたり、令和３年２月に教育委員会において「図書館職員育成方針」を策定し、それに沿った人材育成を進めてきております。市の正規職員と会計年度任用職員である図書館専門員は日々の業務における OJT や様々な研修への派遣、そこで得た知識の共有など各自の能力向上、組織の活性化に努めております。その成果は日々の業務の中で生かされ、図書館サービスの向上に繋がっているものと考えます。

11	引問 太一（ニューウェーブ） （１） 首都直下地震、東海地震、南海地震の危険性が指摘される昨今、大きな役割を有すると思われる防災教育は必要不可欠な教育だといえる。本市の防災教育の現状について、伺う。 （答弁） 防災教育は、究極的には命を守ることを学ぶことですが、文部科学省では、学校における防災教育のねらいとして、①災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする、②災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする、③自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする、としています。 一点目の「安全を確保するための行動ができるようにする」ために、全小・中学校では、毎月、様々な想定避難訓練を計画的に行っています。義務教育の９年間で、繰り返し行う訓練で、学校外であっても行動できるように指導しています。 二点目の「進んで人々や地域の安全に役立つことができるようにする」ために、道徳や社会科等を通して、過去の事例や実際に体験した方の話に触れながら学習しています。 三点目の「自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする」ために、理科や社会、総合的な学習の時間を通して、調べ活動や見学、体験を通して学習しています。 「防災教育」という特定の教科はないので、様々な教科の中で、防災の狙いに沿った要素を入れて防災教育を進めています。 （２） 学校給食の無償化が、本市でもこの１月から開始された。保護者の方々の負担も軽減され、喜ばれているものと考えます。 一方、無償化が実施され、それが当然となると、食に対する意識が低下し、残食が増えてしまうのではないかと、いったことを懸念している。 無償化が始まってわずかの期間ではあるが、無償化の前後で学校給食の残食状況にどのような変化があったのか、伺いたい。 （答弁） 初めに小学校では、令和６年１２月の残食率は主食７．０％、副食８．７％、牛乳８．９％でした。これが、令和７年１月には、主食５．４％、副食６．９％、牛乳８．７％となっております。 次に中学校では、令和６年１２月の残食率は主食１５．６％、副食２１．３％、牛乳６．５％でした。これが、令和７年１月には、主食１４．５％、副食２０．０％、牛乳７．７％となっております。 各月で献立は異なりますし、寒い日は牛乳の残量が増える傾向もありますので、直接の比較は難しいのですが、中学校の牛乳がやや増加したほかは、おおむね減少若しくは横ばいとなっております。
----	--

12	高橋 和義（公明党） （１）本市の不登校対策のこれまでの成果と新しく開設されるチャレンジクラスに期待することについて、伺う。 （答弁） 本市では、平成１０年に学習適応教室が開設されて以来、市内中学校に在籍する不登校の生徒は、希望により学習適応教室が利用できるようになりましたが、「学校復帰」が目標であり、学習も自学自習での学びが中心でした。 コロナ禍を経て、不登校児童・生徒が増加し、本市の学習適応教室で受け入れる生徒数も増え、中学生だけでなく、小学生の希望も増えてきました。 このような中、本市でも、学習適応教室の目標を「社会的に自立する力の向上」とし、自学自習のみでなく、体験的な活動や少人数によるグループワークを積極的に取り入れ、コミュニケーション力や自己肯定感を高めるよう工夫した活動も行っています。令和５年度、学習適応教室を『スマイル・ステップ』（通称スマステ）という名称とし、小学生も受け入れることにしました。 これらの変革を経て、不登校には様々な背景があるという理解が広がり、学力不振、精神的な問題、家庭環境、いじめなど、多角的な原因を考慮する動きが強まり、個々の子どもや家族に寄り添った支援が進められるようになったことが成果であると認識しています。 令和７年４月に開設されるチャレンジクラスは、『SPACEくるめ』という名称が付けられます。名称どおり、教職員が、生徒が安心して生活でき、自己存在感や充実感を感じられる場を整えとともに、生徒が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認め合える場所となることを期待しています。 （２）教育ＩＣＴ環境整備について、タブレット端末導入からコロナ禍を経た５年間で得た課題について伺います。 （答弁） 令和元年に、国は、「ＧＩＧＡスクール構想の実現」に向けて、一人１台端末及び高速大容量の通信ネットワークの一体的整備など、教育のＩＣＴ化に向けた様々な施策を掲げ、程なくして到来したコロナ禍において、この取組を全国的に加速させた経過がございます。 一方で、この加速化の流れにより、国が、構想において求める「あるべき姿」との間に、ギャップが生じ、また、本市においては、 校内のＷｉ－Ｆｉ環境において、普通教室以外の場所で通信が確保し切れていないことや、多くの児童・生徒が一斉に使用すると通信速度が遅くなること。タブレット端末等のサーバーが、学校ごとに設置されていることから、タブレット端末の自宅等への持ち帰り学習が進まないこと。災害やセキュリティリスクの面で、堅牢性に乏しいことなどを、改善すべき課題として捉え、この間、対応の検討を行ってきた次第でございます。 （３）通学路の安全対策として、自動販売機を活用したイオンディライト株式会社との協定で設置した防犯カメラについて、先般、協定を更新され、同社が、市及び同社が設置した防犯カメラの保守点検及び機器更新を行うと伺った。その後の状況を伺いたい。 また、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社との包括協定においても、防犯カメラの増設が出来るのではないかとのご答弁であった。こちらのその後の状況についても伺いたい。 （答弁） 教育行政について、通学路の防犯カメラに関するご質問にお答えします。 初めに、イオンディライト株式会社との協定に関しましては、現在同社で、市及び同社が設置した防犯カメラ７３台の保守点検作業を順次行っておりまして、点検の結果、不具
----	---

	合があれば協定の下、修理できるものは修理をし、修理が困難なものについては機器更新をすることとしております。 次に、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社との包括協定に関しましては、拠出いただける額をあらためて伺い、事務手続き等についても調整しまして、設置に向けた作業を進めております。その上で、本年度中に2台をまず設置し、来年度以降に追加で数台の設置を見込んでいます。
13	関根 光浩（公明党） （１） 去年１年間に自殺した児童・生徒は 527 人にのぼり、これまでで最も多くなった。令和 7 年 2 月 10 日には、文部科学省から「児童生徒の自殺予防に係る取組の強化について」という通知が出されているが、悩みを抱える子どもたちをどう支えていくか、本市での取組について、伺う。 （答弁） まず、大前提として、本市では「人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成」を第一の柱とし、一人一人の子どもの個性を認め、他者を思いやる心を育てることを重点としています。 その上で、①子どもの自殺の実態やその心理、②自殺の危険性に気づくための注意、③対応の原則と留意点について、校長会や生活指導主任会等を通して研修を行っています。また、文部科学省や東京都教育委員会から派出される通知等は、速やかに学校へ周知し、新しい情報を得られるようにするとともに、さらなる注意喚起を促しています。 子どもたちへの指導では、「ＳＯＳの出し方に関する教育」を教育課程に位置付け、確実に実施するとともに、長期休業前には、重ねて、一人で抱え込まず誰かに相談するなど「ＳＯＳを出す力」を身に付けるよう指導しています。また、スクールカウンセラーとの全員面談を年度初めの早い時期に実施して、相談できる体制を周知するとともに、今年度は、こども家庭センターと協力し、一人１台端末の画面上に相談窓口のアイコンをつくり、家庭に持ち帰った際にも見られるようにしました。
14	阿部 利恵子（公明党） （１） 性被害、加害の未然防止として、他地区では「いのちの安全教育」が小学校から中学校まで計画的に行われていると聞く。本市での取組について現状を伺う。 （答弁） 本市では、主な視点として「人権教育、防犯教育、情報教育、性に関する教育」の４つの視点で既に行われている各教科での授業や講演会等を中心に、「生命（いのち）の安全教育」の内容を関連づけ、児童・生徒等の発達の段階や学校状況を踏まえて、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて行っています。 例えば、道徳や保健、理科等の各教科等の授業をはじめ、教育活動全体を通して、自分や相手の生命を大切にする態度や、より良い人間関係を構築する態度を身に付けることを指導するほか、セーフティ教室等において、警察や民間企業等と連携し、不審者対応、ＳＮＳに潜む危険、性暴力の可能性のあるときに適切に対応する力を身に付ける指導を行っています。また、長期休業前の指導において、犯罪や事故に対する危険予測と回避について取り上げ、その中で「生命（いのち）の安全教育」に触れることを周知するとともに、教材も紹介しています。さらに、保護者への啓発資料も配布しております。

7 請願第 1 号

市立図書館の指定管理期間の満了に向け、運営実績の検証・評価の実施、事業
報告書（収支報告）に関する明確な説明を求める請願

紹介議員

永 田 雅 子 ㊤

かやま 玲 子 ㊤

〈請願趣旨〉

私たち「東久留米の図書館を考える会」は、市立図書館は市が直接運営すべきと考え、2021年
に中央図書館に指定管理者制度が導入されてからも「市民にとってあるべき図書館の姿」を求め様々
な活動を行っています。

市立図書館全館への指定管理者制度導入を決定した際に原点とした市教育委員会作成の「今後の東
久留米市立図書館の運営方針」では「財政身の丈の市政運営」の下に経費の節減を挙げています。し
かし「考える会」で導入前と後の経費を比較したデータを見た限りでは、指定管理料は増加の一途を
たどっており、節減されるはずであった図書館経費は1億円余りも膨らんできています。来年度の次
期選定を控え、運営方針の目的や課題も解決・達成できていないことも含め行政としてきちんと検証
すべきではないでしょうか。

また昨年の市議会においては、事業者から提出された不明瞭な収支報告の存在が問題となりました
が、「細かい経費の積み上げの確認は行っていない」という市民への説明責任の放棄としかいえない
答弁が繰り返され、指定管理者による管理運営の実態は不明のままになっています。よって以下のこ
とを請願します。

〈請願事項〉

- 1 指定管理者による管理運営の実績を検証・評価し、結果を市民に明らかにすること。
- 2 指定管理者から提出された事業報告書（収支報告）に関して、所管部署が明確な説明を行うこと。

令和7年2月21日

東久留米の図書館を考える会

東久留米市下里4-1-38-107

代表者 小 形 亮

東久留米市南沢5-4-7

佐 藤 光 子

東久留米市南町4-3-34

高 田 桂 子
東久留米市本町 1－8－8
前 嶋 隆
東久留米市本町 4－3－1 4
松 原 武 司

東久留米市議会
議長 沢 田 孝 康 殿

公立保育園の存続を求める請願

紹介議員

鴨志田 芳 美 ㊟

間 宮 美 季 ㊟

〈請願趣旨〉

新市長の下、東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画が改訂され、新たに公立保育園民営化計画が示されました。民営化で保育サービスの拡充を、と市は言いますが、保育園はサービスではなく福祉施設です。保育園とは乳幼児の大切な時期の養護と教育を一体に捉え、その健やかな成長を担っている児童福祉施設であり、こどもの貧困、虐待などが増加の傾向にある現在においては子育て支援など多くの役割を担っています。

ゆえに、乳幼児期のこどもたちが保育園で健やかに育成されていくには保育士の専門性が必要です。とりわけ特別な配慮が必要なこどもは増えています。今後、医療的ケアの必要なこどもの受入れも考えられる中、これまで障害を持たれているお子さんを多く受け入れ、豊富な経験を積み上げてきたのは公立保育園です。

また、公立保育園とはこどもたちや家庭を支えるセーフティーネットとしての役割、民間保育園へのサポートや保育の質の確保という役割はもちろん、災害緊急時の対応なども担っており、子育てのみならず、地域の市民と社会インフラを支える大切な行政機関です。

公立、民間も「保育すること」に違いはないのかもしれませんが、保育士の入替えの頻度も含めた保育士不足という社会問題が改善に至っていない状況下、民間の保育園を増やすのであれば、自治体が保育の質を担保するためにも、核となる公立保育園は必要と考えます。

こどもたちの健やかな成長と安全、保育士の安全、そこに暮らす市民の支えのために公立保育園は存続いただけますよう要望し、請願いたします。

〈請願事項〉

- 1 公立保育園の存続を求めます。

令和 7 年 2 月 2 1 日

東久留米市前沢 1－2－1 6

東久留米保育問題連絡協議会

会長 富 岡 佑理子

東久留米市議会

議長 沢 田 孝 康 殿

国に対して「選択的夫婦別姓制度を導入することを求める」意見書の提出を求める請願

紹介議員

永 田 雅 子 ㊟

かやま 玲 子 ㊟

〈請願趣旨〉

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられている人が多数存在します。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に違反します。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別です。通称使用の拡大では根本的解決になりません。女性差別撤廃委員会は2003年以降、繰り返し、民法及び戸籍法における差別的規制の廃止を日本政府に勧告しています。選択的夫婦別姓制度の導入について、2024年の勧告でも再び「2年以内に実施状況の報告を」と強く求めています。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を厳しく問われているといえます。

法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓などを含む民法改正要綱を答申しています。最高裁は、2015年及び2021年に、夫婦別姓の強制は合憲という不当な判断をしましたが、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるべきとしました。最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されています。2024年6月には、経団連が選択的夫婦別姓の導入を求める提言を発表しました。東久留米市議会におかれましても国に対して選択的夫婦別姓制度を導入することを求める意見書の提出をしてください。

〈請願項目〉

- 1 国に対して「選択的夫婦別姓制度を導入することを求める」意見書の提出を求めます。

令和7年2月21日

東久留米市新川町1-1-4 中井川方
新日本婦人の会東久留米支部
支部長 鈴木 清子

東久留米市議会

議長 沢田 孝康 殿

東久留米市のすべての児童・生徒の学校給食費の無償化を求める請願

紹介議員

永 田 雅 子 ㊦

〈請願趣旨〉

令和 7 年 1 月から学校給食費無償化が実施されました。給食の無償化を求めてきた市民、保護者からは喜びの声が上がりました。しかし、中学校では自宅から弁当を持参している生徒、不登校の児童・生徒などは対象外とのことに「それは不公平ではないか」との疑問の声が保護者、市民から上がっています。

弁当持参は東京都の補助対象外であるからと説明されていますが、そもそも「弁当併用スクールランチ方式」は市の施策です。選択は自由であり、その選択によって不平等があってはならないと考えます。スクールランチを注文していない生徒に対して、給食費相当分の費用を支給すべきです。

こどもの給食は子どもの権利条約第 3 条及び基本的人権に基づく権利です。東京都こども基本条例では、「子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先とする基本理念」を示し、具現化を進めています。東京都こども基本条例の精神を生かし、東久留米のこどもたちが平等に学校給食の無償化が受けられるようにしてください。

〈請願項目〉

- 1 東久留米市のすべての児童・生徒の給食費の無償化を実施してください。

令和 7 年 2 月 2 1 日

東久留米市新川町 1－1－4 中井川方
新日本婦人の会東久留米支部
支部長 鈴木 清 子

東久留米市議会

議長 沢 田 孝 康 殿

国に対して「国の責任で、中学校の全学年での 35 人学級の早期実現を求める」意見書の提出を求める請願

紹介議員

永 田 雅 子 ㊦

かやま 玲 子 ㊦

〈請願趣旨〉

私たちは、どの子も健やかに成長してほしいと心から願い、少人数学級実現を求めて請願を続けてきました。少人数学級を求める多くの保護者、市民の声、自治体の意見書採択等の動きに押され、義務標準法の改正によって小学校の 35 人学級が前進しました。しかし、中学校においては、実現されていません。

全国の小中学校で 2023 年度に不登校だった児童・生徒が前年度比約 4 万 7 000 人増の 34 万 6 482 人で過去最多を更新したことが文部科学省の 2023 年度「問題行動・不登校調査」で分かりました。また、いじめ認知件数は、前年度から約 5 万件増え、73 万 2 568 件で過去最多でした。

東久留米市でも、教育委員会の資料によりますと、2023 年度は小中学生の不登校児童・生徒が前年度より 83 名も増え、総数 374 名になっています。教育相談件数も 2023 年度は 437 件、前年度より 185 件増加し、そのうち 7 割が不登校関連となっています。不登校の要因の主なものは、中学校の場合、生活リズム、無気力、学業不振となっています。市も都や国と連携して居場所づくりをはじめ様々な支援体制を取っていますが、不登校児童・生徒から多く聞かれる声は、やはり、学校での人間関係や授業のことなど「学校」のことが多いそうです。

一方、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議には、「一 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級の検討を含め学校の望ましい指導体制の構築に努めること。」「政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、特段の配慮をすべきである。」とあります。この中で、一人一人を大切にする「個別最適な学び」や、友達との交流を大事にする「協働的な学び」の実現、さらには生徒の肉体的・精神的な成長を見守る「安全・安心な教育環境」の整備など、掲げられている目標は不登校対策としても非常に有効なものであると捉えられます。附帯決議に示された内容を早期に検討し、中学校の 35 人学級を進めることを強く要望します。

私たち東久留米子どもと教育連絡会（東久留米教育を考える会、東久留米の教科書を考える会、東久留米九条の会、くらしを守る革新東久留米の会、東久留米母親連絡会、新日本婦人の会東久留米支部）は 6 団体の一致した見解として以下について請願します。

〈請願事項〉

- 1 国に対して「国の責任で、中学校の全学年での 35 人学級の早期実現を求める」意見書を提出すること。

令和7年2月21日

東久留米市滝山3-1-4-304

東久留米子どもと教育連絡会

事務局担当 塚田 恵子

東久留米市議会

議長 沢田 孝康 殿

東久留米市立中学校で食缶方式による小学校と同様の全員給食の実施を求める
請願

紹介議員

永 田 雅 子 ㊞

〈請願趣旨〉

東久留米市第 3 次教育振興基本計画の中には「学校給食では地場産物使用の取り組みにより、地域の文化・産業に対する理解を深め、生産者に対する感謝の念を育むことや、栄養教諭等を中心として体系的・継続的に食育を推進していくことが一層重要」とあります。その具体化として学校給食に地場産野菜を活用し、「くるめ産給食の日」という東久留米市産農産物の多様性を知り、味わい、郷土愛を育む給食が行われています。小学校では、地場産野菜を取り入れた、おいしい温かい全員給食が提供され、こどもの体や心の成長を保障しています。一方、中学校では、給食は「弁当併用スクールランチ方式」で民間調理場の調理、配送により提供されており、地場産野菜を活用した給食は、衛生上の都合で「冷まされて」配送されています。これではせっかくのくるめ産給食も小学校のようにおいしくいただけないのではないのでしょうか。さらに、生きた教材となる学校給食がスクールランチと弁当の選択制になっているため、スクールランチを食べないこどもは、地場産野菜の給食を味わうことができません。自分には関係ないことと捉え、食育に関する知識、関心は薄れてしまうことが懸念されます。

心も体も大きく成長する中学生の時期は、バランスのいい栄養を必要とします。家庭の経済状況に左右されず、どの子にも豊かな成長発達を保障し、安心しておいしい給食が食べられるようにしていくために、小学校と同様の食缶方式の給食にしていくべきです。このことは、市政運営の基本的な考え方の一つ「子どもが豊かに成長できるまち」につながっていくと考えます。

東村山市では、東久留米市と同じ方式の「弁当併用スクールランチ方式」から食缶方式による全員給食が令和 8 年度からスタートします。都内で「弁当併用スクールランチ」を提供している自治体は、東久留米市と国分寺市だけとなりました。同じ東京都に住みながら、中学校給食の提供方法にこのような差が出てしまうのは、残念でなりません。

こどもたちの健康の保持増進や食育、社会・家庭環境の変化への対応などの面から「誰一人取り残さない」社会を目指し、改めて「全員給食」の重要性を考え、食缶方式による全員給食の実施を検討してください。

〈請願項目〉

- 1 東久留米市立中学校で、食缶方式による小学校と同様の全員給食の実施を行ってください。

令和 7 年 2 月 21 日

東久留米市新川町 1-1-4 中井川方
あたたかい中学校給食の実現をめざす会

事務局 玉 田 麻理絵

東久留米市議会

議長 沢 田 孝 康 殿

学校給食衛生管理基準の遵守、労働環境の改善、安全な給食の提供のために、
小学校の給食調理室の空調環境の整備を求める請願

紹介議員

永 田 雅 子 ㊦

〈請願趣旨〉

文部科学省が示している学校給食衛生管理基準では、「調理場は、十分な換気を行い、湿度は 80%以下、温度は 25℃以下に保つことが望ましい」と明記されており、東久留米市のホームページでも衛生管理については文部科学省から示されている「『学校給食衛生管理基準』に基づいて、適切な管理の徹底に努めています」とされています。

東久留米市の小学校給食調理室の食品庫にエアコン、調理室の一部の箇所にスポットクーラーが設置されました。給食調理室の環境は、少し改善されましたが、エアコンを稼働中にオープンを使用すると、ブレーカーが落ちる事態が発生していると聞きました。

また、給食を作る調理室にはエアコンが設置されていないため、室温が体温以上になる状態が続き、調理員の中には熱中症になり、頭痛が収まらない状態で仕事を続けている方もいます。火気を使い蒸気が立ち込める中で、大量の汗を流しながら作業されているのが調理員の皆さんの実態であり、適切な労働環境とは決して言えない状況にあります。

近年では記録的な猛暑が続き、さらに体感温度が高まり、熱中症のリスクも一層高くなるという厳しい調理室環境にあります。熱い排水の流れる溝から立ち上る蒸気や、食洗機の熱いお湯、大釜での煮炊き等の熱源に、夏場の外気の暑さが重なるという厳しい暑熱環境になっています。調理室環境を改善するためには、建て替えのほかに、排熱機能を持った調理釜や外部の空気を給気するファンの導入など検討すべき対策は幾つもあります。

学校給食衛生管理基準を適切に遵守し、また働く人の安全を確保する職場の確立、さらには、子どもたちに安全でおいしい給食を提供する環境整備のためにも、全校の給食調理室における空調環境の整備に向けた速やかな対応をお願いします。

〈請願事項〉

- 1 学校給食衛生管理基準の遵守、労働環境の改善、安全な給食の提供のために、小学校の給食調理室の空調環境を整備してください。

令和 7 年 2 月 21 日

東久留米市滝山 2-5-9-101

東久留米子どもと教育連絡会

事務局担当 岩 波 洋 子

東久留米市議会

議長 沢 田 孝 康 殿

総務文教委員会審査報告書

付託された請願につき、令和7年3月12日開会の本委員会において審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条第1項の規定により報告いたします。

令和7年3月12日

総務文教委員長 梶井 琢太

東久留米市議会

議長 沢田 孝康 殿

記

件名	7請願第1号 市立図書館の指定管理期間の満了に向け、運営実績の検証・評価の実施、事業報告書（収支報告）に関する明確な説明を求める請願
結果	不採択とすべきもの
少数意見	なし
主たる質疑	1. 運営実績の検証・評価の手続と内容について 2. 費用の増加の要因について 3. 利用者満足度調査の結果について 4. 指定管理者導入後の新しい取組について 5. 収支報告書の経費の積上げの確認について 6. 収支報告の検証について 7. 改善点について 8. 職員の定着率について 9. 収支報告書の項目について
要望、意見等	1. 公開された手続にのっとり評価を行い、その結果も適切にホームページに公開している。市の直営にしたとしても、同様のサービス水準を同じ費用で行うことは難しいと考える。よって、本請願は不採択とすべき。 2. 指定管理者制度を導入するにあたって、多くの市民が反対をしてきた経過があるのならば、市民への説明責任を十分に果たすべきであり、そうした評価を行うことを強く求める。よって、本請願は採択すべき。 3. 指定管理業務の公共サービスの履行に関し、条例、規則そして協定などに従い適切なサービスがなされていることを本市は確認している。よって、本請願は不採択とすべき。 4. 指定管理料が適正に使われているか、市としてチェックする義務があると考ええる。税金の使途について市民は知る権利があり、市はそういった求めに応じるべきである。よって、本請願は採択すべき。
措置	——

件名	7請願第3号 国に対して「選択的夫婦別姓制度を導入することを求める」意見書の提出を求める請願
結果	採択すべきもの
少数意見	なし
主たる質疑	なし

要望、意見等	1. 今後選択的夫婦別姓制度の導入のための合意形成が必要となり、各党がそれぞれの考え方の詳細をまとめている段階だと考える。よって、本請願は継続審査とすべき。 2. 選択的夫婦別姓制度は具体的な制度においても様々な提案がなされており、国民の間で意見が分かれている現状においては、市議会として意見書を出すことには反対する。よって、本請願は継続審査でなく不採択とすべき。 3. 選択的夫婦別姓制度は、全ての人に別姓を強制するものではなく、同姓を希望する人はこれまでどおり同姓を選ぶこともできる。よって、本請願は継続審査でなく採択すべき。 4. 夫婦別姓による弊害に苦しんでいる方が現に存在しているということを考えると、選択的な夫婦別姓は導入すべきである。よって、本請願は継続審査でなく採択すべき。 5. 家族の在り方は多様化し、夫婦や家族の形も様々である。男女が共に活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別姓制度の法制化が必要と考える。よって、本請願は継続審査でなく採択すべき。
措 置	意見書を提出すべきもの

件 名	7 請願第 4 号 東久留米市のすべての児童・生徒の学校給食費の無償化を求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	な し
主たる質疑	1. 現状の喫食率について 2. やむを得ない理由により弁当を持参して補助金を受ける方の申請状況について 3. 東京都の補助対象について 4. 弁当の認識について 5. 学習適応教室に関して、①給食の提供、②出欠席の扱い 6. 学習適応教室・フリースクールに通う不登校児童・生徒数について 7. 市単独での補助について
要望、意見等	1. 不登校の児童・生徒は、そもそも学校に来られないので、給食を食べられないというやむを得ない部分もあるかと考える。市側の答弁にもあったように実現は財政的にも難しいと理解する。よって、本請願は趣旨採択すべき。 2. 都の補助スキームはアレルギーや宗教上などをやむを得ない状況と認め、弁当を持参した場合においてのみ補助対象とするものであり、やむを得ない事情もなく弁当を持参する場合において補助対象でないとされているため難しいと考える。よって、本請願は趣旨採択ではなく不採択とすべき。 3. 学校で給食を喫食することができない環境に置かれている児童・生徒、家庭を区別することに強い違和感を抱く。子育て世帯を応援する立場で、市として独自に支援を行うべきであり、併せて東京都に対し、対象世帯の拡充について声を上げることが強く求める。よって、本請願は趣旨採択ではなく採択すべき。 4. 給食を利用しない方々の個別の状況を全て把握し、完全に公平に対応するには、具体的な方法や費用、基準などに課題がある。市は学校給食という基本的な考え方の下、児童・生徒の学校給食費の無償化を行っている。よって、本請願は趣旨採択ではなく不採択とすべき。
措 置	——

件 名	7 請願第 5 号 国に対して「国の責任で、中学校の全学年での 35 人学級の早期実現を求める」意見書の提出を求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	な し
主たる質疑	な し
要望、意見等	1. 政府の方針は、中 1 から順次導入することであるが、段階的ではなく、速やかな全学級の導入が必要である。中学校 35 人学級の着実な実施に向け、国に対し意見書を提出することは、このタイミングでとても必要なことだと考える。よって、本請願は採択すべき。 2. 35 人学級実現のためには、教員の確保と教室の整備が必要であり、早期に実現することは困難である。まずは、法や閣議決定に基づく実証研究が文部科学省において行われている状況に鑑み、35 人学級の実証研究の結果を待つべきと考える。よって、本請願は不採択とすべき。 3. 35 人学級により教員の負担を軽減することは、一人一人に寄り添ったきめ細やかな対応にもつながると考える。よって、本請願は採択すべき。 4. 文部科学大臣は、教員の処遇改善と教育環境の改革に関する施策を発表しており、着実に国の責任で進んでいる状況である。よって、本請願は不採択とすべき。 5. 早い段階で中学校での 35 人学級を進めるべきだが、全学年が一斉にというのは教員や教室の確保、場合によっては校舎の増改築が必要になる可能性も考えられるのでなかなか難しい。よって、本請願は不採択とすべき。
措 置	——

件 名	7 請願第 6 号 東久留米市立中学校で食缶方式による小学校と同様の全員給食の実施を求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	な し
主たる質疑	1. 各調理校における調理食数について 2. 給食の提供方式について 3. スクールランチでの食材の冷却について
要望、意見等	1. 調理場が使えない、エレベーターがない現状、今すぐの実現は難しいと思う。今後、公共施設マネジメントの中で、学校の建て替えの議論の際は食缶方式の導入を検討していただきたい。よって、本請願は趣旨採択すべき。 2. 本市の中学校給食の取組として、現行の弁当併用スクールランチ方式を基本としている。アレルギー対応のほか、家庭で弁当の持参を希望すれば対応もできているため、全員が食べることができる体制が既に整っている。よって、本請願は趣旨採択ではなく不採択とすべき。 3. 保護者、生徒の求める学校給食とは何かを把握し、給食の在り方について、スクールランチ方式にとらわれず真剣に検討すべきある。よって、本請願は趣旨採択ではなく採択すべき。 4. 調理室や給食を運ぶエレベーターなど、様々な環境が整っていない状況に変わりがなく、そしてその課題の克服については非常に困難であり、建て替えなどの際に併せて検討することが一番望ましい形であると考えている。よって、本請願は趣旨採択ではなく不採択とすべき。
措 置	——

件 名	7 請願第 7 号 学校給食衛生管理基準の遵守、労働環境の改善、安全な給食の提供のために、小学校の給食調理室の空調環境の整備を求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	な し
主たる質疑	1. 調理場の温度について 2. 学校給食衛生管理基準について 3. エアコンの設置について 4. 補助制度について
要望、意見等	1. 空調環境の整備について、本市の学校環境では校舎の建て替えが大規模な改修が必要であり、早期の実現は困難である。市は空調環境の整備について、限定的ではあるが既に進めていると考える。よって、本請願は不採択とすべき。 2. 給食調理場の整備について、文部科学省の報道発表で、児童・生徒や教職員の安全・安心の確保のための取組が進むよう、財政面も含め支援するとしている。国の交付金等の制度についてさらに調べていただき、必要な声を適宜上げていただきたい。よって、本請願は採択すべき。 3. エアコンの効率を上げるための壁面の断熱化等のリフォームは大変困難なことであり、建て替えの際の検討事項と考えている。市は可動式スポットクーラーの配備など必要な対応をしている。よって、本請願は不採択とすべき。
措 置	――

厚生委員会審査報告書

付託された請願につき、令和7年3月13日開会の本委員会において審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条第1項の規定により報告いたします。

令和7年3月13日

厚生委員長 村山 順次郎

東久留米市議会

議長 沢田 孝康 殿

記

件名	7請願第2号 公立保育園の存続を求める請願
結果	不採択とすべきもの
少数意見	なし
主たる質疑	1. 第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメントに関して、公立保育園に対する意見への受け止めと対応について 2. ちゅうおう保育園の公私連携型保育所移行に向けた事業者選定等の取組について 3. 保育士の現状の把握について 4. 市民説明会の開催について 5. 小規模・家庭的保育施設の今後について
要望、意見等	1. 公設保育園へ民間活力導入をすべきである。ちゅうおう保育園を公私連携型保育所に移行すると同時に、次の園を考えていかないと小規模・家庭的保育施設に影響が出る可能性もある。そのあたりをしっかりと考えていくべきと要望し、本請願は不採択とすべき。
措置	——

東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成 27 年 3 月 30 日条例第 17 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

（職務に専念する義務の免除）

第 2 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

（1） 研修を受ける場合

（2） 前号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認める場合

東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

平成 27 年 3 月 27 日教育委員会規則第 8 号

（目的）

第 1 条 この規則は、東久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日、休暇等について定めることを目的とする。

（勤務時間等）

第 2 条 教育長の勤務時間、休日、休暇等は、東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 34 年条例第 1 号）の適用を受ける一般職の職員の例による。

東久留米市立第七小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級の開設について

1 学校名

東久留米市立第七小学校

2 学級名

こでまり学級(仮称)

3 開設年月日

令和8年4月1日

4 学級担任・介助員(予定)

担任 4名・介助員 3名

5 学級形態

自閉症・情緒障害特別支援学級 3学級(予定)

6 学級児童数(予定)

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計
児童数		3	4	7	4	4	22

7 通学区域

指定特別支援学級	在籍小学校	通学区域
第七小学校 こでまり学級 (仮称)	第一小学校 本村小学校	中央町二丁目1・6番、中央町二丁目4・5・7～12番、中央町三丁目1～16・19～28番、中央町五丁目～六丁目、八幡町一丁目1～9番、八幡町二丁目、八幡町三丁目1・12～16番、本町四丁目、幸町三丁目3～13番、幸町四丁目、野火止、下里一丁目、下里七丁目
	第七小学校 第十小学校	下里五丁目～六丁目、滝山六丁目1～3番、滝山七丁目1～26番、下里三丁目～四丁目、柳窪

差し替え

東久留米市立第七小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について

令和7年3月28日 東久留米市教育委員会 指導室

増設する理由

- ・ 南町小学校の教室の状況
- ・ 第七小学校に増設すると・・・

主な変更点

- ・ 学区の見直しと通学用自動車の状況
- ・ 特別支援教室拠点校の変更

今後の予定

- ・ 令和7年度のスケジュール
- ・ 開設準備委員会・作業部会の設置

現在の状況①

令和7年度の在籍予定者数(R7.3.12現在)

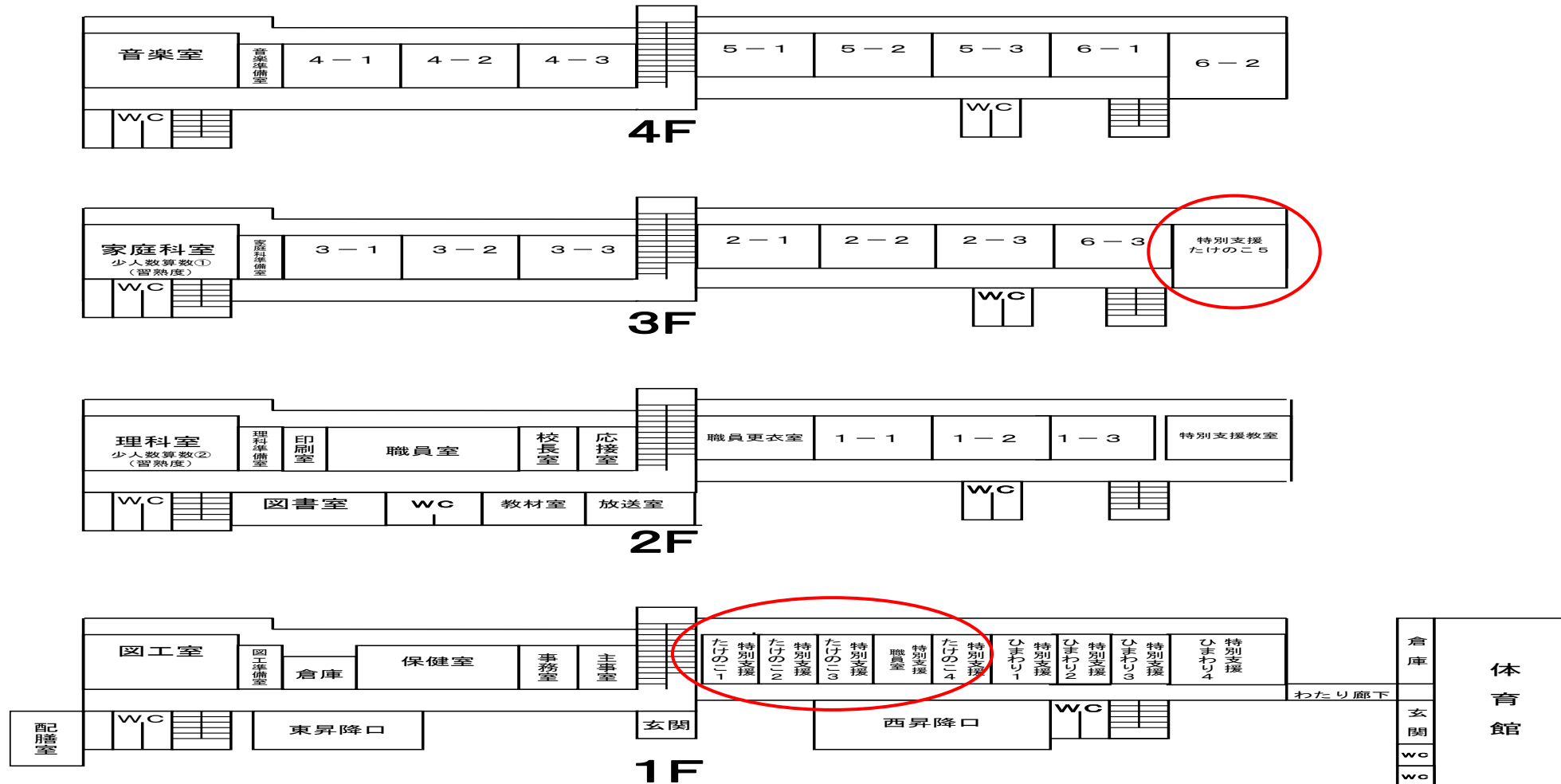
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
三小 すずかけ学級 (知)	2	2	6	5	5	3	23
七小 しらゆり学級 (知)	9	10	4	6	6	5	40
神宝 わかば学級 (知)	2	2	4	3	4	4	19
南町 ひまわり学級 (知)	4	4	0	4	9	6	27
神宝 なのはな学級 (情)	7	7	3	8	7	3	35
南町 たけのこ学級 (情)	6	6	9	7	8	4	40

現在の状況②

令和7年度の南町小学校の教室配置予定(R7.3.12現在)

令和7年度

南町小学校・校舎案内図



東久留米市立第七小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について①

1 増設の理由

平成25年4月に市立南町小学校、平成30年4月に市立神宝小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級（情緒の固定学級）を開設して以来、対象児童数が今後も増加見込みのため、特に南町小学校内での教室の確保が困難な状況である。より良い教育環境で障害の特性に応じた適切な支援、指導を行うため、2校以外の小学校に、**情緒の固定学級を増設**することが急務である。**令和8年4月開設を目指して準備**する。

2 設置する小学校の選択

- (1) 施設・設備面において、市立南町小学校及び神宝小学校と同様に、一連の並びに、ブース型の教室・オープンスペース・教材室等及び必要に応じて職員室を設置できること。また、設置に関して、できるだけ**予算削減できる状況にあること。（改修工事、エアコン等）**
- (2) 南町小学校及び神宝小学校の事例から、開級にあたり、児童、保護者、教員の特別支援教育に対する理解を得やすい状況とするため、**知的障害学級設置校（三小・七小）に併設**する。

東久留米市立第七小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について②

3 学校名・学級名

東久留米市立第七小学校 こでまり学級（仮称）

4 開設年月日

令和8年4月1日

5 学級形態

自閉症・情緒障害特別支援学級（固定制） 3学級 … 学級担任4名 介助員3名

6 通学区域

第一小学校 第七小学校 第十小学校 本村小学校

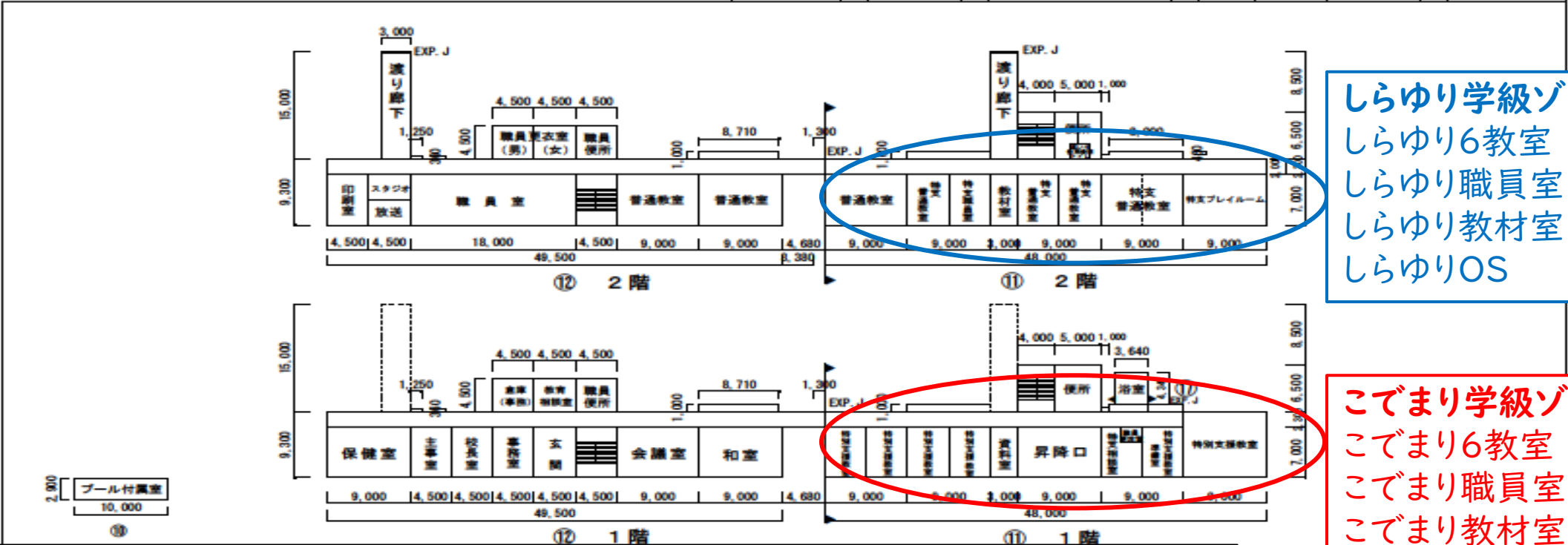
※ 令和7年度までの通学区域

自閉症・情緒障害特別支援学級	自閉症・情緒障害特別支援学級			
神宝小学校 なのはな学級	第一小学校 小山小学校	第二小学校 神宝小学校	第三小学校	第六小学校
南町小学校 たけのこ学級	第五小学校 南町小学校	第七小学校 本村小学校	第九小学校	第十小学校

第七小学校 こでまり学級（仮称）の教室配置について（案）

第七小学校 南校舎

平面図	縮尺 1/600	学校名	第七小学校	国定府県	都道府県	市町村	学校	整理番号	令和6年度
				13	222	1648			6-5



しらゆり学級ゾーン
しらゆり6教室
しらゆり職員室
しらゆり教材室
しらゆりOS

こでまり学級ゾーン
こでまり6教室
こでまり職員室
こでまり教材室
こでまりOS

- 【教室環境にかかる予算】
- ★ブース型教室、オープンスペース、職員室等の基本環境は整っているため、施設面での予算削減（エアコンあり）が見込まれる。
 - 黒板又はホワイトボード、TV画面、給食配膳用具の購入が必要。
 - 児童用の机・いす、教卓、ロッカーの購入が必要。

プール機械室	11㎡
プール付風室	29㎡
プール付風室 (身障用)	8㎡

学区の見直し①（令和7年度まで）

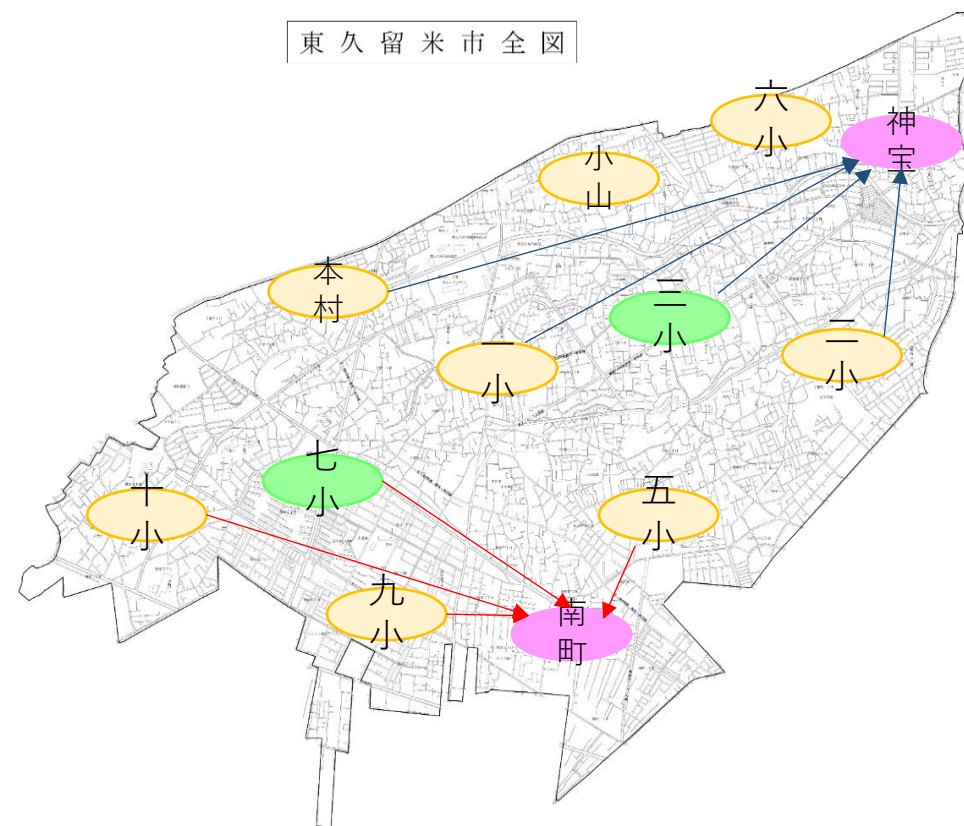
令和7年度在籍児童数の予定（R7.3.6現在）

R7 南町小学校だけのこ学級

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
合 計	6	6	9	7	8	4	40
五 小	2	1	2	3	3	0	11
七 小	1	1	3	2	1	0	8
九 小	2	0	0	2	1	1	6
十 小	1	2	2	0	1	1	7
南町小	0	2	2	0	2	2	8

R7 神宝小学校なのはな学級

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
合 計	7	7	3	8	7	3	35
一 小	1	1	1	2	1	0	6
二 小	1	0	0	1	2	0	4
三 小	0	1	0	2	0	2	5
六 小	1	2	0	0	0	1	4
小山小	1	0	1	0	1	0	3
本村小	0	0	1	0	1	0	2
神宝小	3	3	0	3	2	0	11



学区の見直し②(令和8年度以降)

令和8年度在籍児童数の見込み(R7.3.6現在)

R8 南町小学校 たけのこ学級

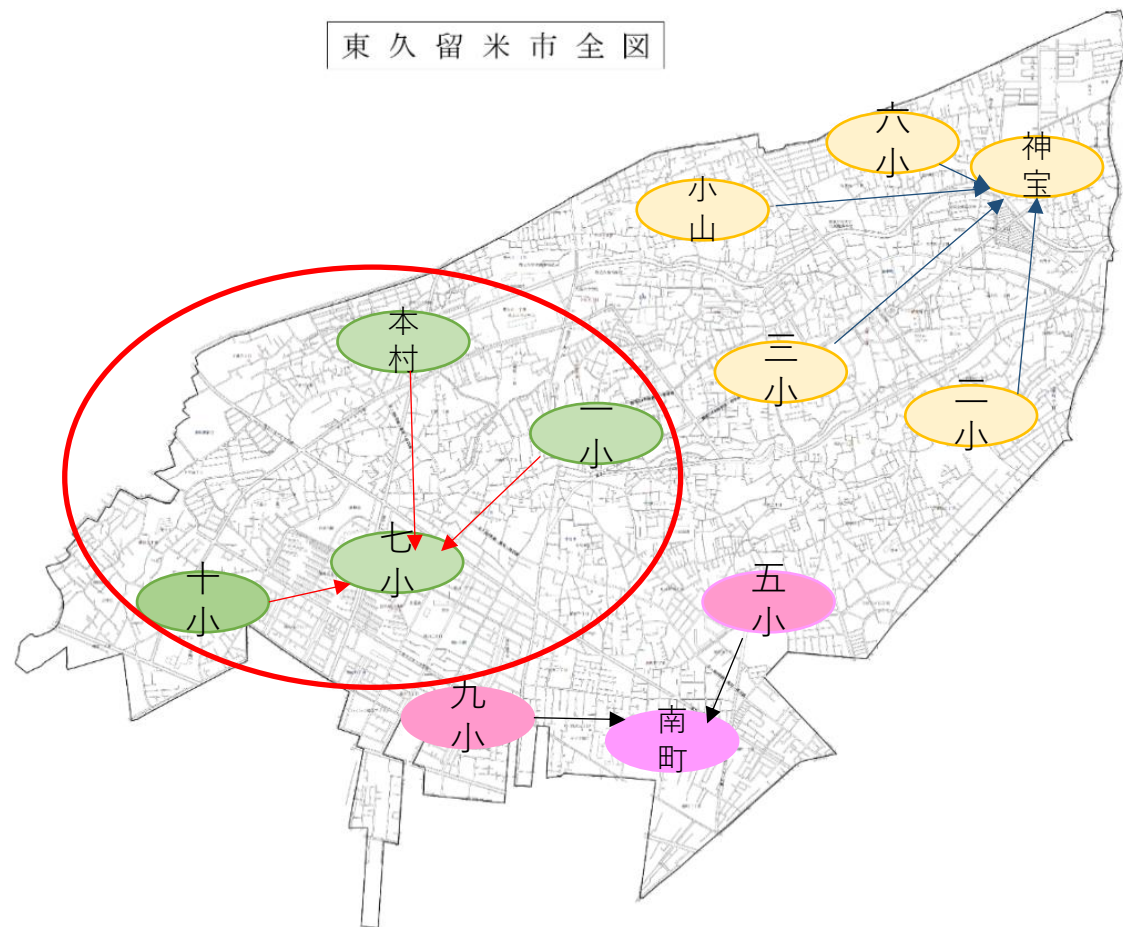
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
合 計		4	3	4	5	6	22
五 小		2	1	2	3	3	11
九 小		2	0	0	2	1	5
南町小		0	2	2	0	2	6

R8 神宝小学校 なのはな学級

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
合 計		6	6	1	6	5	24
二 小		1	0	0	1	2	4
三 小		0	1	0	2	0	3
六 小		1	2	0	0	0	3
小山小		1	0	1	0	1	3
神宝小		3	3	0	3	2	11

R8 第七小学校 こでまり学級(仮称)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
合 計		3	4	7	4	4	22
一 小		1	1	1	2	1	6
七 小		1	1	3	2	1	8
十 小		1	2	2	0	1	6
本村小		0	0	1	0	1	2



学区の見直し③

令和7年度まで

指定特別支援学級	在籍小学校	通学区域
神宝小学校 なのはな学級	第一小学校 第三小学校 小山小学校 本村小学校	小山、幸町、下里一丁目、下里七丁目、中央町一丁目～三丁目、五丁目、六丁目、野火止、八幡町一丁目～二丁目、本町、八幡町三丁目1番、八幡町三丁目12～16番、前沢一丁目、南沢一丁目1～10番
	第二小学校 第六小学校 神宝小学校	上の原、金山町、新川町、神宝町、浅間町、大門町、東本町、氷川台
南町小学校 たけのこ学級	第七小学校 第九小学校 第十小学校	下里二丁目～六丁目、滝山、八幡町三丁目2～11番、前沢四丁目～五丁目、柳窪、弥生
	第五小学校 南町小学校	学園町、ひばりが丘団地、前沢二丁目～三丁目、南町、中央町四丁目、南沢一丁目～二丁目、南沢三丁目11～18番、南沢四丁目～五丁目

令和8年度以降

指定特別支援学級	在籍小学校	通学区域
神宝小学校 なのはな学級	第三小学校 小山小学校	小山、幸町一丁目～二丁目、幸町三丁目1～2番、幸町五丁目、中央町一丁目、中央町二丁目1・6番、中央町三丁目17～18番、本町、南沢三丁目11～18番、
	第二小学校 第六小学校 神宝小学校	上の原、金山町、新川町、神宝町、浅間町、大門町、東本町、氷川台
南町小学校 たけのこ学級	第九小学校	八幡町三丁目2～11番、前沢四丁目～五丁目、滝山一丁目～五丁目、滝山六丁目1番
	第五小学校 南町小学校	学園町、ひばりが丘団地、前沢二丁目～三丁目、南町、中央町四丁目、南沢一丁目～二丁目、南沢三丁目11～18番、南沢四丁目～五丁目
第七小学校 こでまり学級 (仮称)	第一小学校 本村小学校	中央町二丁目1・6番、中央町二丁目4・5・7～12番、中央町三丁目1～16・19～28番、中央町五丁目～六丁目、八幡町一丁目1～9番、八幡町二丁目、八幡町三丁目1・12～16番、本町四丁目、幸町三丁目3～13番、幸町四丁目、野火止、下里一丁目、下里七丁目
	第七小学校 第十小学校	下里五丁目～六丁目、滝山六丁目1～3番、滝山七丁目1～26番、下里三丁目～四丁目、柳窪

通学用自動車の見直し①（令和7年度まで）

令和7年度通学用自動車利用児童数の予定（R7.3.6現在）

学校	学級	人数	合計	9人乗り バス台数
三 小	すずかけ	2	2	
七 小	しらゆり	9	9	
神宝小	わかば	1	16	
	なのはな	15		
南町小	ひまわり	5	28	
	たけのこ	23		
			55	

【通学用自動車利用条件】

- ① 知的固定学級…1,2年生のみ
- ② 情緒固定学級…6年生まで
- ③ 学区外から通学する児童
- ④ その他個別配慮事項あり

【通学用自動車の契約】

- ① 9人乗り 6台
- ② 予算 51,480千円
- ③ 6台以上の乗車人数となった場合は、ピストン輸送で対応

通学用自動車の見直し②（令和8年度以降）

令和8年度通学用自動車利用児童数の予定（1年生を除く）

学校	学級	人数	合計	9人乗り バス台数
三 小	すずかけ	1	1	
七 小	しらゆり	4	17	
	こでまり (仮)	13		
神宝小	わかば	1	7	
	なのはな	6		
南町小	ひまわり	4	11	
	たけのこ	7		
			36	

【通学用自動車利用条件】

- ① 知的固定学級…1, 2年生のみ
- ② 情緒固定学級…6年生まで
- ③ 学区外から通学する児童
- ④ その他個別配慮事項あり

【通学用自動車の契約】

- ① 1年生が令和7年度と同等の利用者数となった場合
 知的固定学級 +10人
 情緒固定学級 + 5人
 $36 + 15 = 51$
 $51 \div 9 = 5.6667$



さらに、利用条件の見直しを検討

- ② 9人乗り 5台
- ③ 予算 41,400千円程度の見込み
 （令和7年度比 -20%）

第七小学校 こでまり学級（仮称）の開設による特別支援教室拠点校の変更について

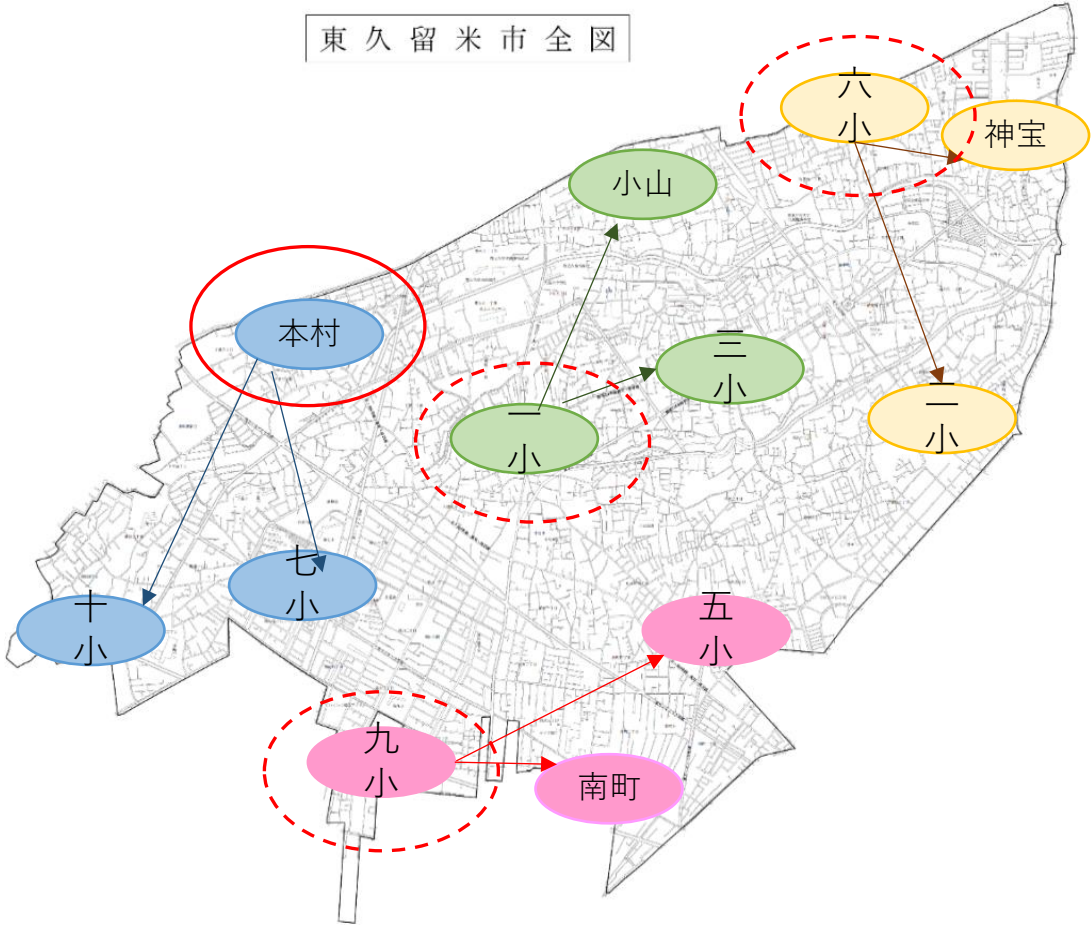
令和7年度までの特別支援教室拠点校及び巡回校

特別支援教室 拠点校	巡回校	
第一小学校 ポプラ教室	第一小学校	第三小学校
第六小学校 すずらん教室	第二小学校	第六小学校
第七小学校 あすなろ教室	第七小学校	第十小学校
第九小学校 さくら教室	第五小学校	第九小学校



特別支援教室拠点校を第七小学校から本村小学校へ変更する（巡回校は、変更しない）

本村小学校 あすなろ教室	第七小学校	第十小学校
	本村小学校	



今後のスケジュールについて①

1 第七小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級こでまり学級（仮称）設置計画【案】

月日	令和7年 4～6月	令和7年 7～9月	令和7年 10～12月	令和8年 1～3月	令和8年 4～6月
主な 予定	・開設準備委員会 ・東京都に設置報告 (5月学級調査) (6月ヒヤリング) ・関係機関説明 ・議会関係説明	・開設準備委員会による検討 (通学学区変更) (必要備品調査) ・保護者説明会 ・教員公募説明会	・令和8年度予算計上(備品・消耗品・教材備品) ・保護者説明会 ・教員配置計画提出	・在籍児童確定 ・教育課程等の作成準備 ・教員配置	・自閉症・情緒障害特別支援学級開級 ・必要備品・教材等購入

2 本村小学校 特別支援教室拠点校変更計画【案】

月日	令和7年 4～6月	令和7年 7～9月	令和7年 10～12月	令和8年 1～3月	令和8年 4～6月
主な 予定	・東京都に変更報告 (5月学級調査) (6月ヒヤリング) ・関係機関説明 ・議会関係説明	・教員公募説明会 ・保護者説明会	・令和8年度予算計上(備品・消耗品・教材備品) ・保護者説明会 ・教員配置計画提出	・在籍児童確定 ・教育課程等の作成準備 ・教員配置	・本村小学校を拠点とした巡回指導開始 ・必要備品・教材等購入

東久留米市立小学校特別支援学級開設準備委員会

東久留米市立小学校特別支援学級開設準備委員会名簿

小校校長会会長	〇〇小学校長	〇〇 〇〇
特別支援学級設置校長	第七小学校長	〇〇 〇〇
	神宝小学校長	〇〇 〇〇
	南町小学校長	〇〇 〇〇
特別支援教室代表校長	本村小学校長	〇〇 〇〇
教育委員会	教育部長	〇〇 〇〇
	教育部指導室長	〇〇 〇〇
	教育部教育総務課長	〇〇 〇〇
	教育部学務課長	〇〇 〇〇
	教育部指導室統括指導主事	〇〇 〇〇
	教育部指導室指導主事	〇〇 〇〇
	教育部指導室特別支援教育係長	〇〇 〇〇

○ 特別支援学級開設の理由、開設場所、通学域の変更等の検討及び特別支援教室拠点校の変更の検討。

東久留米市立小学校特別支援学級開設準備委員会

東久留米市立小学校特別支援学級開設準備委員会 作業部会名簿

特別支援学級設置校副校長	第七小学校副校長	〇〇 〇〇
	神宝小学校副校長	〇〇 〇〇
	南町小学校副校長	〇〇 〇〇
特別支援学級設置校教諭	第七小学校教諭	〇〇 〇〇
	神宝小学校教諭	〇〇 〇〇
	南町小学校教諭	〇〇 〇〇
教育委員会	教育部指導室統括指導主事	〇〇 〇〇
	教育部指導室指導主事	〇〇 〇〇
	教育部指導室特別支援教育係長	〇〇 〇〇

○ 保護者説明会、指定校変更手続き方法等の検討。

6 東教委連発第 2 5 号
令和 7 年 1 月 2 0 日

各市町村教育委員会 御中

東京都市町村教育委員会連合会
会 長 山 下 和 則
(公印省略)

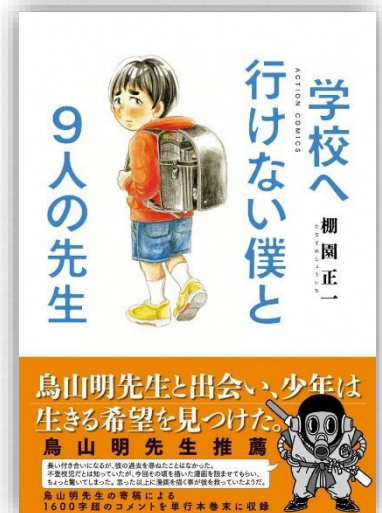
東京都市町村教育委員会連合会 令和 6 年度第 2 回研修会の
開催について (通知)

このことについて、次のとおり開催いたしますので、ご多用のこととは存じますが、ご参加を賜りますようお願いいたします。

- 1 日 時
令和 7 年 2 月 2 8 日 (金曜日) 午後 2 時から (開場 午後 1 時半)
- 2 会 場
東京自治会館 講堂
- 3 講 師
棚園 正一 氏 (別紙参照)
- 4 テーマ
「学校に行けなかった僕の気持ちと両親や先生との関わり方
～まわりの大人たちにしてほしかったこと～」
- 5 対象者
各市町村教育委員会 教育長、教育委員
公立小中学校長および副校長、指導主事、事務局職員
- 6 参加者報告
次の URL より、2 月 1 7 日 (月) までにご報告ください。
インターネット <https://logoform.jp/form/6ibw/886457>
LGWAN <https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/6ibw/886457>
- 7 問合せ
東京都市町村教育委員会連合会事務局
府中市教育委員会教育総務課総務課係 大沢・窪田
電話 0 4 2 - 3 3 5 - 4 4 2 4 (直通)
E-mail gaksoumu01@city.fuchu.tokyo.jp

「学校に行けなかった僕の気持ちと両親や先生との関わり方 ～まわりの大人たちにしてほしかったこと～」

講師プロフィール



棚園正一 （たなぞのしょういち）

1982 年、愛知県生まれ。義務教育期間の小～中学校の 9 年間、不登校をして過ごす。

13 歳の時に漫画家・鳥山明氏に会い、漫画家を志す。

大学入学資格（現 高卒認定）を取得し、名古屋芸術大学に進学。

著書に、不登校だった自身の経験を描いた『学校へ行けない僕と 9 人の先生』。

『学校へ行けなかった僕と 9 人の友だち』（双葉社）。

不登校経験者 16 名のエピソードをマンガで描いた『マンガで読む 学校に行きたくない君へ』（ポプラ社）などがある。

テレビ・ラジオ・新聞をはじめメディア出演も多数。

不登校をテーマとした講演を全国各地で行っている。

最新作は山奥で集団生活するニートの日々を描いた『「山奥ニート」やってます。』2014 年 6 月（光文社）。

その他の著書

『マンガ うんちく名古屋』（KADOKAWA）

『マジスター 見崎先生の病院訪問授業』（小学館）